

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p>(新設)</p>	<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 1 1 内部管理体制の充実・強化</u></p> <p><u>3 - 1 1 - 1 顧客管理体制について</u></p> <p><u>証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>顧客属性等の的確な把握及び顧客情報の管理の徹底</u></p> <p>— <u>顧客の投資意向、投資経験等の顧客属性等について、顧客カードの整備とあわせ適時の把握に努めるとともに、投資勧誘にあたっては、当該顧客属性等に則した適正な勧誘に努めるよう役職員に徹底すること。</u></p> <p>— <u>顧客属性等の顧客情報の管理について、具体的な取扱い方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底すること。特に、顧客情報については、守秘義務等の観点から十分に検討を行った上で取扱い方法を定めること。</u></p> <p>— <u>内部管理部門においては、顧客属性等の把握の状況及び顧客情報の管理の状況を把握するように努め、必要に応じて、顧客属性等に照らして適切な勧誘が行われているか等についての検証を行うとともに、顧客情報の管理方法の見直しを行う等、その実効性を確保する体制構築に努めていること。</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>(2) <u>顧客の取引実態の的確な把握及びその効果的活用</u></p> <p>— <u>顧客の取引実態の把握については、例えば、顧客口座毎の売買損、評価損、取引回数、手数料の状況等といった取引状況を、顧客の取引実態の参考とすること。</u></p> <p>— <u>取引実態の把握において、取引内容を直接顧客に確認する必要があると判断した顧客については、例えば部店長等（担当者以外の責任者）による顧客面談等を適時に実施し、取引実態の的確な把握に努めること。</u></p> <p>— <u>内部管理部門においては、各部店長等が行う顧客面談等に係る具体的な方法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、顧客面談等の状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築するよう努めること。</u></p> <p><u>3 - 1 1 - 2 営業員管理体制について</u></p> <p><u>証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、営業員の投資勧誘実態の把握及び法令遵守の徹底が重要であるが、その徹底にあたっては、以下の点に特に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>営業員の投資勧誘実態の把握及びその適正化</u></p> <p>— <u>投資勧誘実態の把握について、例えば、部店長等は、必要に応じて顧客と直接面談等を行うことにより、その実態の把握に努め、適切な措置を講ずること。</u></p> <p>— <u>内部管理部門においては、投資勧誘実態の把握に係る具体的な方</u></p>

現 行	改 正 案
<p>4 . 外国証券会社の監督事務等</p> <p>(新設)</p>	<p><u>法を定め、当該方法を役職員に周知徹底するとともに、必要に応じて、その状況を把握・検証し、当該方法の見直し等、その実効性を確保する体制を構築するよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>役職員の法令遵守意識の徹底</u></p> <p>— <u>役職員の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、役職員の法令遵守意識の向上に努めること。</u></p> <p>— <u>内部管理部門においては、各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めること。</u></p> <p>4 . 外国証券会社の監督事務等</p> <p>4 - 3 - 9 <u>内部管理体制の充実・強化</u></p> <p><u>外国証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、3 - 1 1の規定に準ずるものとする。</u></p>